

## 多く寄せられる質問

### 質問 1 対策器具の値段や販売先を教えてください。

対策器具の価格は、対策器具の種類によって異なり、安いもので数百円から、高いもので数千円程度です。家具販売店やホームセンターをはじめ、百貨店の防災用品コーナーなどで販売しています。

### 質問 2 対策器具の取付け業者を教えてください。

お近くの工務店やシルバー人材センターで取付けてくれるところがありますので、確認して下さい。

また、対策器具の取付けサービスを実施している家具販売店や、ホームセンターで家具類の転倒・落下・移動防止方法やガラス飛散防止フィルム等の貼り方についてのアドバイザーを置いている店舗もあります。

### 質問 3 対策器具の助成制度について教えてください。

区市町村の中には、高齢者や障害者世帯等に対して、無料や少額で対策器具等の配布や取付けに関する支援事業を実施しているところがあります。ただし、対象としている方や助成制度の内容については、各区市町村で違いますので、確認して下さい。

### 質問 4 東京消防庁には、対策方法を説明した資料はありますか？

東京消防庁では、これまで家具の転倒等に関する実験を実施しており、安全な家具の置き方をはじめ、効果的な転倒防止器具の取付け方法やガラス類の飛散防止に関する指導指針をまとめました。この指導指針を基に、「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を作成し、各消防署への配置及び東京消防庁ホームページ\*での公開を行っています。

また、東京消防庁では、家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性や対策方法について、動画を作成し、過去の地震における家具類の転倒・落下・移動での被害や対策の概要を解説した「啓発編」と具体的な対策方法を映像でわかりやすく解説した「実技編」を東京消防庁のホームページ\*に掲載しています。

**質問 5****転倒防止対策をしなければならないのですか？**

東京都震災対策条例第8条第2項二に、都民の責務として、家具の転倒防止を自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならないとしています。

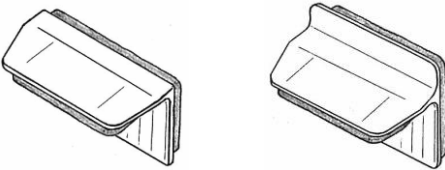
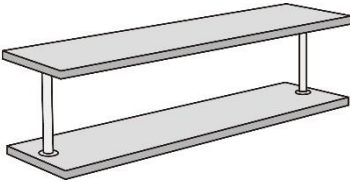
また、事業者に対しては、東京都震災対策条例施行規則第2条に基づき、家具の転倒防止が、事業所防災計画により規定すべき事項として定められています。東京都内のすべての事業所は、東京都震災対策条例第10条に基づき、その用途や規模にかかわらず事業所ごとに事業所防災計画を作成しなければなりません。

**質問 6****ハンドブックに掲載されていない転倒防止器具を使用してもいいですか？**

ハンドブックに掲載している転倒防止器具は、ほんの一部です。また、対策方法についても、基本的なものを示しています。

転倒防止器具等は日々新しいものが開発され、販売されています。下記に参考器具を紹介します。

転倒防止器具を購入するときは、実験等で効果を検証した商品等を選び、転倒防止器具の効果が十分に発揮できるように対策を行いましょう。また、使用時には取り扱い説明書をよく読んで、使用するようにしてください。

対策器具の名称と機能	一般的形状
<b>L型貼り付け器具</b> 家具と壁を粘着材によって固定するタイプ	
<b>ポール式（板組合せ型）</b> ネジ止めすることなく、家具と天井の間隙に設置する棒と板を組み合わせたタイプ	

**質問 7****どれぐらいの高さの家具に転倒防止をしなくてはならないのですか？**

対策を実施しなくてはならない家具の高さや重さの基準はありません。これは、家具の形状や、収容物による重心の違い、発生する地震の特徴等によりどの家具が倒れるとは一概に言えないからです。すべての家具に対策を行うことが最も安全ですが、すべての家具に行うことが困難であれば、寝室などに家具を置かないことや、家具の倒れる方向を考慮した家具の置き方にするなどの工夫をした上で、重量や高さのある家具を優先に、出来る家具から順番に対策を実施してください。

※東京消防庁のホームページ (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>)